

任意継続被保険者を希望する方へ

平成22年4月1日から、倒産や雇い止めなどで職を失った失業者の方は、国民健康保険制度において、国民健康保険料を軽減する制度が開始されます。

離職した日が、平成21年3月31日以降の方で

雇用保険受給資格者証離職理由が

特定受給資格者の離職理由コード

11・12・21・22・31・32

特定理由離職者の離職理由コード

23・33・34 となっている方は、

離職の翌月から、その翌年度末までの間、前年所得の給与所得を100分の30として算定されることから、失業後、任意継続被保険者となった場合よりも国民健康保険の保険料が安くなる方が多くなると考えられますので、健保組合へ加入手続きをされる前に、最寄りの国民健康保険窓口で確認されることをお勧めいたします。

詳細について、お尋ねの場合は

大阪府電気工事健康保険組合 電話番号 06-6312-8977まで